

令和 6 年度決算に基づく

財政健全化判断比率及び資金不足比率の状況

益 子 町

目 次

1 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率	1
(1) 総括表	1
(2) 実質赤字比率	3
(3) 連結実質赤字比率	4
(4) 実質公債費比率	5
(5) 将来負担比率	6
2 令和 6 年度決算に基づく資金不足比率	8
(1) 総括表	8
(2) 法適用企業	9

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を次のとおり報告します。

(1) 総括表

(単位: %)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
令和6年度決算 健全化判断比率	— (—)	— (—)	6.8 (7.1)	— (0.3)
早期健全化基準	14.68	19.68	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

注 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示しています。

将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、「—」で表示しています。

小数点以下の取扱いについては、国の基準に基づき処理しています。

()内の数値は、前年度の比率です。

○ 用語の解説

- ・ 実 質 赤 字 比 率…一般会計の実質赤字の比率を示します。町税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計について、歳出に対する歳入の不足額(赤字額)を町の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものです。

家計に例えると… 1世帯の1年間の収入と支出の結果で、赤字だったのか、黒字だったのか判定するものです。

- ・ 連結実質赤字比率…すべての会計を合わせた時の実質赤字の比率を示します。町のすべての会計の赤字額と黒字額を合計して、町全体としての歳出に対する歳入の不足額(赤字額)を町の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものです。

家計に例えると… 生計をともにする世帯(2世帯住宅など)で、1年間の収

入と支出で赤字だったのか、黒字だったのかを判定するものです。

- ・ 実質公債費比率…公債費等の比重を示す比率です。町の一般会計の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費の公債費や公債費に準じた経費を町の標準財政規模を基本とした額で除したものの3ヵ年の平均値です。

家計に例えると… 生計をともにする世帯で、1年間の支出のうち住宅取得や自動車購入などの借入金があった場合にその返済等がどのくらいの割合であったかを判定するものです。

- ・ 将来負担比率…地方債残高のほか一般会計で将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率です。

家計に例えると… 生計をともにする世帯で、今後の住宅取得や自動車購入などの借入金の返済見込額と貯金の状況をもとに将来の負担がどのくらいの割合なのかを判定するものです。

「早期健全化基準」とは

健全化判断比率のいずれかの数値が早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を定めなければならないという基準です。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事への報告が必要となります。

また、毎年度、実施状況を議会に報告し、公表することになります。

「財政再生基準」とは

健全化判断比率のうち、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合には、財政再生計画を定めなければならないという基準です。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣への報告が必要となります。また、総務大臣の同意がなければ災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができなくなります。

(2) 実質赤字比率

ア 一般会計の実質収支額

(単位:千円)

歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引 (形式収支) C=A-B	翌年度へ繰越 すべき財源 D	実 質 収支額 E=C-D
9,605,206	9,112,518	492,688	123,507	369,181

(単位:千円)

イ 標準財政規模	5,521,945
うち、 臨時財政対策債発行可能額	20,353

(単位:%)

ウ 実質赤字比率	— (—)	実質収支比率 6.7 (実質収支比率 4.2)
----------	------------	----------------------------

注 実質赤字額がない場合は、「—」で表示しています。

()内の数値は、前年度の比率です。

【算定方法】

アの E 欄(※マイナスの場合のみ)

$$\text{実質赤字比率 ウ} = \frac{\text{アの E 欄}}{\text{イ}}$$

(3) 連結実質赤字比率

(単位:千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計の実質収支額	369,181	(2)アのE欄
イ その他の会計の資金不足または資金 剰余額の計(①+②+③+④)	183,671	
① 国民健康保険特別会計	29,871	
② 後期高齢者医療特別会計	2,975	
③ 介護保険特別会計	94,263	
④ 下水道事業会計	56,562	
ウ 標準財政規模	5,521,945	臨時財政対策債発行可 能額を含む。

(単位:%)

エ 連結実質赤字比率	— (—)	連結実質収支比率 10.01 (連結実質収支比率 8.09)
------------	------------	-----------------------------------

注 連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示しています。

()内の数値は、前年度の比率です。

【算定方法】

[ア+イ](※マイナスの場合のみ)

$$\text{連結実質赤字比率 エ} = \frac{\text{ア+イ}}{\text{ウ}}$$

(4) 実質公債費比率

(単位:千円)

区 分	金 額	備 考
ア 地方債の元利償還金 (公債費充当一般財源等額)	584,030	繰上償還金を除く。
イ 準元利償還金	222,385	公営企業債繰入金 公債費に準ずる一部事務組合 等負担金 公債費に準ずる債務負担行為
ウ 元利償還金・準元利償還金 に充当される特定財源	16,536	公営住宅使用料、栃木県市町 村総合交付金
エ 基準財政需要額に算入され た公債費及び準公債費	505,429	災害復旧費等、事業費補正、 密度補正
オ 標準財政規模	5,521,945	臨時財政対策債発行可能額を 含む。

(単位:%)

カ 実質公債費比率(単年度)	5.67027	R4 7.89849 R5 6.96441
キ 実質公債費比率(3ヶ年平均)	6.8	R4 7.0 R5 7.1

【算定方法】

$$\text{実質公債費比率(単年度) カ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ}] - [\text{ウ} + \text{エ}]}{\text{オ} - \text{エ}}$$

(5) 将来負担比率

(単位:千円)

区 分	金 額	備 考
ア 一般会計に係る地方債の現在高	4,793,325	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	0	
ウ 公営企業債等の償還に充てるための一般会計からの繰入れ見込額	2,273,314	下水道事業会計の繰入れ見込額
エ 組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	385,552	芳賀地区広域行政事務組合、芳賀郡中部環境事務組合、芳賀中部上水道企業団
オ 退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額	987,010	一般会計対象職員
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計負担見込額	0	
キ 連結実質赤字額	0	
ク 組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額	0	
ケ 地方債の償還等に充当可能な基金の残高の合計額	3,097,207	財政調整基金、減債基金など
コ 地方債の償還等に充当可能な特定の収入	43,140	市町村総合交付金、町営住宅使用料
サ 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	5,482,031	
シ 標準財政規模	5,521,945	臨時財政対策債発行可能額を含む。
ス 基準財政需要額に算入された公債費及び準公債費	505,429	(4)エの欄

(単位:%)

セ 将来負担比率	—	R4	5.0
		R5	0.3

【算定方法】

$$\text{将来負担比率 セ} = \frac{[\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ} + \text{キ} + \text{ク}] - [\text{ケ} + \text{コ} + \text{サ}]}{\text{シース}}$$

2 令和6年度決算に基づく資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率を次のとおり報告します。

(1) 総括表

(単位:%)

区 分	法 適 用 企 業
	下水道事業会計
令和6年度決算 資金不足比率	— (—)
経営健全化基準	20.0(※公営企業ごと)

注 資金不足額がない場合は、「—」で表示しています。

()内の数値は、前年度の比率です。

○ 用語の解説

- ・ 資金不足比率…公営企業ごとの資金不足額の比率で、一般会計の実質収支にあたるもので、公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものです。

(2) 法適用企業

ア 資金不足額

(単位:千円)

会 計 名	流動資産 A	流動負債 B	算入地方債 C	資金不足額 または資金剰余額 $D=A-B-C$
下水道事業会計	156,837	98,275	2,000	56,562

注 D欄が△の場合は、資金不足額になります。

イ 事業の種類

(単位:千円)

会 計 名	営業収益 の額 E	受託工事 収入の額 F	事業の規模 $G=E-F$	備 考
下水道事業会計	97,514	0	97,514	

ウ 資金不足比率

(単位:%)

下水道事業会計	— (—)	資金剰余率 58.00 (公共下水道事業特別会計 10.59 農業集落排水事業特別会計 46.72)
---------	------------	--

注 資金不足がない場合は、「—」で表示しています。

()内の数値は、前年度の比率です。

【算定方法】

$$\text{資金不足比率 ウ} = \frac{D(\text{※マイナスの場合のみ})}{G}$$